

## 第 21 回鷹栖町農業委員会定例会議事録

- 1 開催期日 令和 4 年 3 月 25 日 (金)
- 2 開閉時間 午後 5 時 00 分開会 午後 6 時 00 分閉会
- 3 開催場所 役場庁舎 3 階会議室
- 4 出席委員 14 人
- |           |           |           |           |
|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 1 番 寺崎秀子  | 2 番 小野寺昭一 | 3 番 坂上 修  | 4 番 佐藤美頭雄 |
| 5 番 斎藤哲子  | 6 番 関澤克明  | 7 番 山崎禎彦  | 8 番 鈴木英博  |
| 9 番 松田直人  | 10 番 相澤峰基 | 11 番 北村浩光 | 12 番 西永和美 |
| 13 番 舟根 穎 | 14 番 吉本 憲 |           |           |
- 5 欠席委員 無し
- 6 会議出席 岡野事務局長、石塚主事
- 7 傍聴人 無し
- 8 議事録署名委員 3 番 坂上 修、4 番 佐藤美頭雄
- 9 議事内容
- |         |   |
|---------|---|
| 議案第 1 号 | 農地法第 18 条の規定による許可申請について                   |
| 議案第 2 号 | 農地法第 18 条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について         |
| 議案第 3 号 | 農地法第 3 条の規定による許可申請について                    |
| 議案第 4 号 | 農地法第 5 条の規定による許可申請について                    |
| 議案第 5 号 | 農用地利用集積計画の決定について                          |
| 議案第 6 号 | 鷹栖町農業青年婚活交流会参加費用助成金交付規則を廃止する規則(案)<br>について |
| 議案第 7 号 | 農用地利用集積計画の要請について                          |

## 10 議事録本紙

議長

これから、第 21 回鷹栖町農業委員会定例会を開会します。

会議の成立ですが、現在の出席委員数は 14 名ですので、鷹栖町農業委員会総会規則第 9 条の規定に基づき、過半数を超える出席がありましたので、本会は成立します。

諸般の報告です。

(会長行動等を朗読で報告)

議長

日程第 1、本日の議事録署名委員の指定を行います。

本会議の議事録署名委員は、3 番委員、4 番委員にお願いします。

議長

続きまして、日程第 2 議案第 1 号「農地法第 18 条の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

主事

それでは、議案 2 頁をご覧ください。

議案第 1 号「農地法第 18 条の規定による許可申請について」でございます。

農地法第 18 条の規定に基づき、農地等の賃貸借契約の解約に係る許可の可否について審議を求める。

議案は 3 頁、4 頁をご覧ください。

番号が 1 番、1 件の許可申請がありました。

土地の所在、地番、登記簿地目、現況地目、面積、貸主の氏名、借主の住所、氏名、契約の内容、解除をしようとする日、引渡し時期つきましては、議案に記載のとおりです。

この案件は、借主が規模縮小をするため、賃貸借契約の解約を申出たところ、貸主の過半の同意が取れず、合意解約ができなかつたため、許可申請が出てきたという流れになります。

備考欄に記載のとおり、農地法第 18 条第 2 項第 6 号のその他正当の自由がある場合に該当し、許可できるものと判断しています。

付帯決議事項としまして、この案件が許可相当となった場合、北海道農業会議に意見聴取を行い、許可相当と回答があった場合は、許可するものとすることについて審議願います。

説明は以上です。

議長

それでは、議案第 1 号「農地法第 18 条の規定による許可申請について」説明が終わりましたので審議いたします。

質疑ございませんか。

無しの声

それでは、質疑を終了し採決に入ります。

議案第 1 号「農地法第 18 条の規定による許可申請について」認める方は挙手をお願いします。

委員

全員挙手

議長

はい、それでは議案第 1 号「農地法第 18 条の規定による許可申請について」は、認めると決定しました。

議長 続きまして、日程第3議案第2号「農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

局長 それでは、議案6頁をご覧ください。

議案第2号「農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」でございます。

合意解約通知の受理に伴い、合意解約による賃貸借の解約成立の確認について、審議を求めるものでございます。

議案は7頁、8頁をご覧ください。

番号が76番から79番までの4件の通知を受理しております。

合意解約の理由については、備考欄に記載のとおりで、借主の離農が2件、経営移譲による解約が2件でございます。

土地の地番、登記簿地目、現況地目、面積、貸主、借主の住所、氏名、契約の内容、合意解約成立日、引渡し時期は、それぞれ、議案に記載のとおりです。

通知のあった合意解約の引渡し時期が6か月以内であるかの確認については、合意解約成立日と同日で引渡しとなっているので、要件が合致していると確認しています。

なお、議事参与の制限を受ける案件がございます。

78番、79番の案件については、相澤委員が議事参与の制限を受ける案件となっています。

説明は以上です。

議長 78番、79番の案件について審議いたします。

10番委員 私の案件ですので、退席します。

議長 質疑ございませんか。

委員 無しの声

議長 無ければ、これをもって質疑を終了し採決に入ります。

78番、79番の案件について認める方は挙手をお願いします

委員 全員挙手

議長 はい、それでは78番、79番の案件については、認めると決定しました。

10番委員 着席

議長 それでは残りの案件について審議いたします。

質疑ございませんか。

委員 無しの声

議長 それでは、質疑を終了し採決に入ります。

残りの案件について認める方は挙手をお願いします。

委員 全員挙手

議長 はい、それでは残りの案件について、認めると決定しました。

続きまして、日程第4議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

- 局長 それでは、議案 10 頁をご覧ください。  
議案第 3 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」でございます。  
農地法第 3 条の規定に基づき、農地等の権利の移転及び設定に係る許可の可否について審議を求めます。  
議案は 11 頁、12 頁をご覧ください。  
番号が 13 番から 14 番までの 2 件の許可申請がありました。  
土地の所在、地番、登記簿地目、現況地目、面積、譲渡人、貸主、譲受人、借主の住所、氏名、経営地、契約の種類、住宅からの距離、売買価格、賃貸料につきましては、議案に記載のとおりです。  
位置図は、説明資料の 1 頁から 2 頁までに載せてありますのでご確認願います。  
農地法第 3 条の許可要件については、説明資料の 3 頁から 4 頁までの調査書のとおりで、調査の結果としては要件を満たしていると判断をしました。  
説明は以上です。
- 議長 それでは、議案第 3 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」説明が終わりましたので審議いたします。
- 委員 質疑ございませんか。
- 議長 無しの声
- 議長 それでは、質疑を終了し採決に入ります。
- 議案第 3 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」認める方は挙手をお願いします。
- 委員 全員挙手
- 議長 はい、それでは議案第 3 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」は、認めると決定しました。
- 議長 続きまして、日程第 5 議案第 4 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。
- 局長 それでは、議案 14 頁をご覧ください。
- 議案第 4 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」です。  
農地法第 5 条の規定による農地等の転用許可申請があつたので、許可の可否について、審議をお願いします。  
議案は 15 頁、16 頁をご覧ください。
- 1 番で 1 件の許可申請がありました。
- この案件については、令和 3 年 12 月 20 日開催の第 18 回定例会で、農用地区域内農地を農用地区域からの除外をするにあたっての意見をいただいた経緯があります
- 農用地区域からの除外が完了し、農地法第 5 条の規定による許可申請を受理したため、今回の定例会で審議するものです。
- 転用する土地の地番、登記簿地目、現況地目、面積については記載のと

おりで、転用の目的は駐車場の整備となっております。

転用基準の区分は、第2種農地であり、基準を満たすものと判断します。

なお、土地所有者、転用者及び転用の理由は記載のとおりです。

造成計画図は別冊説明資料の5頁に載せてありますのでご確認ください。

付帯決議事項としまして、この案件が許可相当となった場合、北海道農業会議に意見聴取を行い、許可相当と回答があった場合は、許可するものとすることについて審議願います。

説明は以上です。

議長 それでは、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」説明が終わりましたので審議いたします。

質疑ございませんか。

委員 無しの声

議長 それでは、質疑を終了し採決に入ります。

議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」認める方は挙手をお願いします。

委員 全員挙手

議長 はい、それでは議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」は、認めると決定しました。

議長 続きまして、日程第6議案第5号「農用地利用集積計画の決定について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

局長 それでは、議案18頁をご覧ください。

議案第5号「農用地利用集積計画の決定について」でございます。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農用地利用集積計画について、鷹栖町長から計画の適否を求められましたので審議願います。

議案が19頁から26頁までございます。

番号が100番から111番までの12件でございます。

新規の契約が10件、賃貸期間満了による更新が2件でございます。

利用権を設定する農用地、利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者の住所及び氏名、設定する権利の内容は議案に記載のとおりです。

位置図は、別冊、説明資料の6頁から21頁まで、調査書が22頁から33頁までに載せてありますので併せてご確認願います。

なお、議事参与の制限を受ける案件がございます。

107番、108番の案件については、相澤委員が議事参与の制限を受ける案件となっています。

説明は以上です。

議長 それでは、議案第5号「農用地利用集積計画の決定について」説明が終わりましたので審議いたします。

議事参与の案件がありますので、107番、108番の案件から審議いたします。

- 10番委員 私の案件ですので、退席します。
- 議長 質疑ございませんか。
- 委員 無しの声
- 議長 無ければ、これをもって質疑を終了し採決に入ります。
- 委員 107番、108番の案件について認める方は挙手をお願いします
- 議長 全員挙手
- はい、それでは107番、108番の案件については、認めると決定しました。
- 10番委員 着席
- 議長 それでは残りの案件について審議いたします。
- 委員 質疑ございませんか。
- 議長 無しの声
- 委員 それでは、質疑を終了し採決に入ります。
- 議長 残りの案件について認める方は挙手をお願いします。
- 委員 全員挙手
- 議長 はい、それでは残りの案件について、認めると決定しました。
- 議長 続きまして、日程第7議案第6号「鷹栖町農業青年婚活交流会参加費用助成金交付規則を廃止する規則（案）について」を議題に供します。
- 事務局より議案の説明をお願いします。
- 局長 それでは、議案28頁をご覧ください。
- 議案第6号「鷹栖町農業青年婚活交流会参加費用助成金交付規則を廃止する規則（案）について」でございます。
- 鷹栖町農業青年婚活交流会参加費用助成金交付規則（平成31年農業委員会規則第1号）について廃止したいので審議を求めるものです。
- 廃止規則案は29ページになりますのでご覧ください。
- この規則は、婚活交流会等に参加した者に参加費を助成するため平成31年度制定した規則になりますが、今回、行財政改革での見直しにより助成事業を廃止することとなりましたので、規則を廃止するものです。
- 施行日は、令和4年4月1日からとなります。
- 説明は以上です。
- 議長 それでは、議案第6号「鷹栖町農業青年婚活交流会参加費用助成金交付規則を廃止する規則（案）について」説明が終わりましたので審議いたします。
- 委員 質疑ございませんか。
- 議長 無しの声
- 委員 それでは、質疑を終了し採決に入ります。
- 議長 議案第6号「鷹栖町農業青年婚活交流会参加費用助成金交付規則を廃止する規則（案）について」認める方は挙手をお願いします。
- 委員 全員挙手
- 議長 はい、それでは議案第6号「鷹栖町農業青年婚活交流会参加費用助成金

交付規則を廃止する規則（案）について」は、認めると決定しました。

議長 続きまして、日程第8議案第7号「農用地利用集積計画の要請について」を議題に供します。

事務局より議案の説明をお願いします。

局長 それでは、議案30頁をご覧ください。

議案第7号「農用地利用集積計画の要請について」でございます。

農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により農用地利用集積計画を定めることについて審議を求めるものでございます。

議案は31頁、32頁をご覧ください。

番号が22番の1件でございます。

売買による集積で、所有権を移転する農用地の所在、地番、現況地目、面積、所有権を移転する者並びに所有権の移転を受ける者の住所、氏名、経営地、所有権の移転時期、対価、対価の支払方法、対価の支払時期、引渡しの時期は議案の記載のとおりです。

位置図は、説明資料の34頁に、調査書は、35頁に載せてありますので併せてご確認願います。

あっせん案件でございますので、担当の委員さんより、あっせんの補足説明をお願いします。

議長 22番です。

あっせん委員については、私と斎藤委員で、行いました。

売買価格は、反当130,000円、総額6,579,000円、あっせん回数7回で成立しています。

以上です。

議長 それでは、議案第7号「農用地利用集積計画の要請について」説明が終わりましたので審議いたします。

質疑ございませんか。

委員 無しの声

議長 それでは、質疑を終了し採決に入ります。

議案第7号「農用地利用集積計画の要請について」認める方は挙手をお願いします。

委員 全員挙手

議長 はい、それでは議案第7号「農用地利用集積計画の要請について」は、認めると決定しました

議長 日程については以上になります。

その他に入ります。

局長 議案33頁をご覧ください。

その他の案件の1番、次回の定例会についてです。

次回、第22回の日程ですが4月25日（月）の16時00分からの開催で考えていますがよろしいでしょうか。

議長 よろしいですか。

委員 問題なしの声

議長 それでは4月25日（月）の16時00分からでお願いします。

局長 続きまして2番、農地移動適正化あっせん経過報告についてです。

継続中の案件について、確認を行います。

17番、20番、27番が継続中となっていますので、ご確認ください。

主な関係機関の日程については議案に記載のとおりですのでご確認ください。

事務局からは以上です。

議長 それでは、以上をもって第21回鷹栖町農業委員会定例会を閉会します。